

食品ロス削減の推進に関する関係省庁会議の開催について

令和元年6月7日
関係省庁申合せ
令和元年8月29日
一部改正
令和2年10月8日
一部改正
令和4年10月18日
一部改正

- 1 「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年法律第19号）に基づき定められた「食品ロスの削減の推進に関する基本方針」（令和2年3月31日閣議決定）においては、「関連施策の連携を推進していくため、関係省庁間の緊密な連携を図ることが重要」とされている。

このため、政府として、食品ロス削減に関連する施策の一層の推進に向けて、関係行政機関相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ実効的な推進を図るため、食品ロス削減の推進に関する関係省庁会議（以下「関係省庁会議」という。）を開催する。

- 2 関係省庁会議の構成は、以下のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長	消費者庁次長
副議長	消費者庁審議官（食品担当）
構成員	文部科学省大臣官房審議官（初等中等教育局担当）
	厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
	厚生労働省社会・援護局長
	農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）
	経済産業省商務・サービス審議官
	環境省環境再生・資源循環局長

- 3 関係省庁会議は、必要に応じ、関係省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。連絡会議の構成員は、以下のとおりとする。ただし、議論すべき内容によっては、関係省庁会議は、構成員以外からの参加を要請又は一部の構成員の参加を免除することができる。

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課長

厚生労働省社会・援護局総務課長農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化
課食品ロス・リサイクル対策室長

経済産業省商務情報政策局商務・サービスグループ消費・流通政策課長

環境省環境再生・資源循環局総務課長

消費者庁消費者教育推進課食品ロス削減推進室長

- 4 関係省庁会議及び連絡会議の庶務は、消費者庁において処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、関係省庁会議及び連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

附 則

「「食品ロス削減関係省庁等連絡会議」の設置について」（平成 24 年 7 月 25 日関係省庁等申合せ）は、廃止する。